

「だれもが創造的に イキイキと仕事ができる名護市」をめざし、

平成 25 年 12 月 25 日に

「名護市中小企業

・小規模企業振興条例」



が施行されました！！

頑張っている中小企業・
小規模企業を応援しよう！

中小企業・小規模企業の
様々な特徴を生かそう！

積極的に“地元で生産され
るもの”や“地元の業者”
を利用しよう！



名護公認ゆるキャラ 名護親方（なぐうえーかた）

名護市に立地する事業所の 99 %は中小企業・小規模企業となっており、中小企業・小規模企業の活性化が、名護市の経済活動や市民生活の安定に大きな影響を与えます。

このため、名護市では中小企業・小規模企業のみなさんに、より良い事業活動ができる環境を整えるため、「名護市中小企業・小規模企業振興条例」を施行しました。

今後、名護市は継続的に中小企業者等の方々との意見交換を行うとともに、中小企業者等のみなさんとより一層の協力・連携しながら、中小企業・小規模企業振興策を進めていくことになりました。

名護市中小企業・小規模企業振興条例とは？

- ・地域の雇用や経済を支える中小企業・小規模企業の振興に関する「目的」「基本的施策」「市の責務」「事業者の責務」「市民の理解と協力」等基本事項を定め、関係者が協働して中小企業の振興を図り、地域活性化に取り組むことを表現した「理念型」の条例です。

なぜ必要なの？

- ・名護市に立地する事業所の99%は中小企業・小規模企業であり、経済活動の全般にわたって重要な役割を担っているだけでなく、労働者の個人所得、消費活動、雇用問題など市民生活全般に多大な影響を与えています。
- ・近年は経済のグローバル化や人口減少社会到来など、中小企業を取り巻く環境は一層厳しくなっており、このような経済的・社会的環境変化の中、名護市が未来に向けていきいきと躍動する住みよい地域社会を築いていくためには、これまで以上に中小企業・小規模企業の振興施策を進めていくことが求められています。

条例の特色は？

1. 行政、中小企業者等、市民それぞれの役割などについて明確化しました。
2. 「人材育成」、「商店街の振興」、「観光サービスの発展」、「地域資源の利活用」、「中小企業者の受注機会の増大」といった、名護市の地域特性を考慮した施策を盛り込んでいます。
3. 市産品の利活用や中小企業団体への加入などの相互連携・協力を中小企業者等の役割一つに決めました。
4. 市は、中小企業・小規模企業の実態を把握し意見施策に反映するよう努めることを位置づけました。

条例制定後はどうなるの？

1. 中小企業・小規模企業の振興の目的や基本方針、施策が明確になることで、まちづくりの計画や施策等に反映し、中小企業・小規模企業に対して、より一層効果的な支援を行えるようになります。
2. 中小企業者等の役割や市責務を明確にし、市民の理解や協力を求めることで、地域が一体となって名護市の成長発展に取り組むことが可能となります。
3. 本条に盛り込まれている「意見の反映等」より、行政は継続的に中小企業者等の方々との意見交換を行い、ご意見・ご要望をうかがうことで、名護市が実施する施策に反映させやすくなります。

「名護市中小企業・小規模企業振興ビジョン」の策定に取り組んでいます。

今年度は、本条例に基づき、「名護市中小企業・小規模企業振興ビジョン」の策定に取り組んでいます。10月中旬には、市内の中小企業等の皆様には、アンケート調査を予定しておりますので、ご協力よろしくお願いたします。

内容に関するお問い合わせは、名護市産業部商工観光課：53-1212（内線348）まで